

**令和4年度板橋区幼稚園 保育料の階層表**  
(子ども・子育て支援新制度へ移行している幼稚園)

(令和4年4月1日現在)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		月額 保育料	月額 保育料	月額 保育料
階層 区分	定義及び条件	第一子	第二子	第三子 以降
A階層	生活保護による被保護世帯及び支援給付受給世帯	0	0	0
B階層	当年度分の住民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	0	0	0
C-1 階層	当年度分の住民税のうち所得割の額が 77,100 円以下の世帯	0	0	0
C-2 階層	当年度分の住民税のうち所得割の額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	0	0	0
C-3 階層	当年度分の住民税のうち所得割の額が 211,201 円以上 256,300 円以下の世帯	0	0	0
C-4 階層	当年度分の住民税のうち所得割の額が 256,301 円以上の世帯	0	0	0

(備考)

- 1 幼稚園から小学校3年生までの範囲において、最年長の子供から順に、第一子、第二子、第三子とカウントする。ただし、A階層からC-1階層に該当する世帯については、多子軽減における年齢の上限を撤廃し、同一世帯内の全ての子どもを含めることとする。
- 2 幼児の属する世帯の階層区分を保護者が証明することができない場合、当該世帯については、C-4階層にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 3 この表の規定の適用に際し、4月から8月までの月分の保育料を決定する場合には、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。